

補償コンサルタント登録業者に対する登録停止等措置の基準（概要版）

1 目的

登録停止等措置を行う場合の統一的な基準を定めることにより、補償コンサルタント登録業者が行う不誠実行為に厳正に対処し、登録業者に対する発注者の信頼確保と補償業務の適正な実施を確保することを目的とする。

2 具体的内容

(1) 登録停止措置（登録規程第11条第1項該当）

区 分	措 置 事 由	登 録 停 止 期 間
委託（請負）契約に関する不誠実行為	①入札・契約手続に関する不誠実行為 ②一括再委託等 ③主任担当者の不設置 ④守秘義務違反 ⑤粗雑業務による成果物の重大な瑕疵	30日以上
業務に関する法令違反	①補償業務に関する談合・贈賄等（刑法違反（贈賄罪、競売入札妨害罪、談合罪）独占禁止法違反） a 代表権のある役員が刑に処せられた場合 b 代表権のない役員が刑に処せられた場合 c 上記 a 及び b 以外の者が刑に処せられた場合 d 独占禁止法に基づく排除措置命令又は課徴金納付命令の確定があった場合 ----- ②法人税法、消費税法等の税法違反 a 役員が懲役刑に処せられた場合 b 役職員が懲役刑以外の刑に処せられた場合 ----- ③その他法令違反 ・ 役員が刑に処せられた場合	1年間 120日以上 60日以上 30日以上 ----- 30日以上 15日以上 ----- 15日以上

(2) 登録消除措置

- ①不正手段による登録（第12条第1項第4号）
- ②現況報告書中の重要な事項の虚偽（第12条第1項第10号）
- ③登録停止措置違反（第12条第1項第11号）
- ④登録規程第11条第1項に規定される不誠実行為について、特に情状が重い場合（第12条第1項第8号）

(3) 登録停止期間の加重等措置

- ①同一の不誠実行為を繰り返した場合など複数の不誠実行為が認められる場合
登録停止期間を2分の3倍に加重する。
- ②上記①を除き、複数の不誠実行為が認められる場合
最も長期である登録停止期間の2分の3倍とする。
- ③登録停止等措置後3年以内に再び不誠実行為を行った場合
登録停止期間を2倍に加重する。
- ④談合行為に係る登録停止等措置後10年以内に再び談合行為を行った場合
登録停止期間を2倍に加重する。

(4) 登録停止措置により禁止される行為

- ① 登録停止措置の対象登録部門について、その登録を受けている旨を新聞広告、ホームページ、名刺など表示媒体の種類にかかわらず、対外的に表示すること。
- ② 登録停止措置の対象登録部門について、その登録を受けていることを参加資格要件とした新たな補償業務の請負（委託）契約の締結及び当該請負（委託）契約又は登録停止期間満了後における新たな請負（委託）契約に関連する入札、見積書の提出、交渉等を行うこと。

3 その他

- (1) 不正実行為があった時から長期間経過している場合
不誠実行為があった時から3年を経過した場合、その間、登録業者として適正に業務を運営されている場合は、原則として、登録停止等措置を行わないことができるものとする。
- (2) 登録停止等措置の公表
登録停止等措置を行った場合は、速やかに公表するとともに、国交省ネガティブ情報等検索サイトに掲載することとする。

4 施行日

この基準は、平成21年7月21日から施行する。